

【資料紹介】

相模国津久井県与瀬村名主・問屋役の由緒

— 坂本是正家文書資料 —

文政三年「与瀬本村名主内蔵助天正年中より
代々名主役相勤候儀記置申候」—

寺
西
明
子

【資料紹介】

相模国津久井県与瀬村名主・問屋役の由緒

— 坂本是正家文書資料

文政三年「与瀬本村名主内蔵助天正年中より

代々名主役相勤候儀記置申候」—

寺西明子

【キーワード】

津久井 甲州道中 名主 問屋 由緒

【要旨】

当館所蔵坂本是正家文書資料文政三年「与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候」を紹介し、あわせて近世中期の与瀬村を概説する。

相模国津久井県与瀬村（現相模原市緑区）は一村のうちに甲州道中小原宿・与瀬宿の二つの宿場を内包しており、村政も与瀬宿を中心とする与瀬村本村と、小原宿を中心とする小原組にわかれていた。

紹介する「与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候（上下分冊）」は、天明四年（一七八四）から名主を務めた八代坂本内蔵助が文政三年（一八二〇）に退役したのちに、名主、問屋役の由緒、役儀について取りまとめた史料である。作成の背景にあった三件の争論について記された上巻からその概要を紹介し、八代内蔵助がなぜ坂本家由緒や名主、問屋役儀を取りまとめたのかについて考察する。

はじめに

津久井県与瀬村名主坂本家資料中の「与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候（上下分冊）」【坂本家文書資料432、以下坂本家文書は番号のみで示す。】は天明四年（一七八四）から名主を務めた八代名主坂本内蔵助が文政三年（一八二〇）に退役したのちに、名主役儀について取りまとめた史料である。上巻は八代内蔵助がかかわった争論三件の顛末が取り纏められたもので、与瀬村名主役、与瀬宿問屋役・本陣を担った坂本家の由緒と役に対する認識が記されている。史料が作成された背景を整理しつつ、あわせて与瀬村を概観する。

一 坂本家文書概要

相模国津久井県与瀬村は道志川と合流する手前の相模川左岸河岸段丘に位置し、現在の相模原市緑区与瀬、与瀬本町、小原に比定される(図1、2)。天正十八年（一五九〇）以前は後北条氏支配下であり、甲斐武田氏所領に隣接する要所であった。近世初期は幕府直轄領となり、寛文四年（一六六四）に関宿藩久世氏の支配を受けた後、貞享元年（一六八四）からは再び幕府直轄領となり幕府代官の支配を受けた。田畑の耕作のほか林野を活用して、漆、紬、薪炭の山稼を行っていた(表1)。

八王子から難所小仏峠を越えて来た甲州道中が、相模川に沿って村内を通る。与瀬村は一村のうちに甲州道中小原宿・与瀬宿の二つの宿場を内包しており、小仏峠越えを含む小仏宿への継送りについて与瀬宿が担当し、反対に上りの吉野宿へは小原宿が請け負う片継体制をとる〔合宿〕という関係にあった。⁽¹⁾

本稿で紹介する与瀬村名主坂本家文書は、文禄元年（一五九二）から

明治十年代までの文書資料を含み総点数一〇八〇点から成る⁽²⁾。坂本家は与瀬村名主、与瀬宿問屋・本陣を務めた家であり、慶長十一年(一六〇六)に坂本内蔵助が問屋として播磨国池田輝政公大通行の伝馬業務を担ったことを示す伝馬請取手形が残るほか、文禄元年の割付状にはじまり村政にかかわる史料も数多く残されている。

二 紹介する史料について

「与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候(上下分冊)」「432」の史料中に記された項目は(表2)の通りである。本史料は、上下二分冊からなっており、上巻が主に争論について、下巻が名主役業務や坂本家系譜について記述する。八代名主内蔵助が役を退いたのちに、後世名主や組頭衆中が知っておくべきこと、遵守すべきことをまとめ複数回の下書きを経て仕上げられた⁽³⁾。本稿では、史料作成の契機に関わる記述の多い上巻を主に紹介する。

上巻表題に付された但書【432-1-1】には、文化十年からの四ヶ宿加助郷村々との争論のすえ宿助請として金六拾両を賜り四ヶ宿勤人馬も減少した経緯を記すということと、「安永八年漆斗立之儀」・「天明四辰年役出入御裁許」において「御国役諸夫銭割合之儀も本村名主より割出候ハ、無差支可取斗旨」が申し渡されたので、間違いなく名主役を務めるようにと記されている。後世名主にあてたこの但書から、文書の作成の背景にはこの三つの争論があったことがわかる(表3)。各争論の概要を紹介しよう。

(1) A 文化十年〜文政二年 助郷村々との争論

文化十年(一八一三)から文政二年(一八一九)の足掛け七年間にわたる甲州道中相模国四ヶ宿問屋とその助郷村々間の争論の経過について

表1 与瀬村高

与瀬村	石高(反別)
惣村	568石78(83町2反12歩)
田	25石115(2町1反4畝9歩)
畑	541石247(81町6畝3歩)
見取外	2石418
与瀬分	385石371(53町4反2畝2歩)
小原分	183石408
御伝馬地	10石1
与瀬除地(慈眼寺)	8石575
小原除地(桂林寺・長福寺・正雲寺)	17石01

史料【272】明和8年10月「卯御年貢可納割付之事」、史料【589】文久2年10月「村高家数人別書上」より作成



図1 津久井県与瀬村位置



図2 与瀬村(国土地理院旧版地図昭和4年測図「與瀬」に加筆)

表3 与瀬村名主・問屋および争論年表

年号	本村名主		与瀬問屋	小原名主	A 助郷伝馬争論	B 漆争論	C 跡役争論
	坂本家	坂本分家					
宝暦10年 1760	平藏 6代内蔵助	寛五郎 寛五郎	寛五郎 寛五郎	8代左衛門 清次			
明和2年 1765	7代内蔵助 内蔵助	武次郎 武次郎	武次郎 武次郎	千蔵	宿の載置で人馬を触当るのではなく、代官に願出たうえで加助郷を触れ当てるよう裁許。(訴) 定夫役地青野原村外16か村(相) 四ヶ宿(→代官→道中奉行) [253-256]		
明和8年 1771							8月、内蔵助名主継任願。内蔵助が病身とのことだが、御相役武兵衛若年、左衛門殿病身につききまで通り「御支配」願入れ。【271】(願) 与瀬・小原惣百姓→与瀬名主
安永6年 1777		武兵衛 武兵衛	武兵衛 武兵衛	9代権右衛門 権右衛門	3月、定助郷に上限を設けて加助郷に増助郷を触当てる願が認められる。【相模湖】(願) 与瀬・小原両宿定助郷7か村→道中奉行		
安永7年 1778					3月、定助郷村の困窮に対して、加助郷からの増助郷は認められない旨、道中奉行からの裁許。【相模湖】(願) 与瀬・小原両宿定助郷7か村→道中奉行		
安永8年 1779					1月、小原宿漆取債難澁につき一札【288-1】(願) 与瀬村相頭・百姓代→与瀬名主 2月4日、帳面額は慶長年中以降全て本村名主が一村一問にまとめていると主張。【288-3】与瀬本村名主、相頭惣代、百姓惣代→代官役所 2月15日、小原宿名主の方が内蔵助よりも由緒があることを主張。【288-2】小原名主、相頭惣代、百姓代→代官役所 8月、帳面は各宿で作成する旨の裁許。【432-1-13】		
安永9年 1780					2月、漆桶組において小原分組頭が持参。桶蓋への小原名主印形はせず。【288-4】		
天明1年 1781				10代権右衛門 権右衛門			小原宿名主権右衛門跡役に伴松之介願。【292】(願) 小原惣百姓+本村名主・相頭・百姓代→代官役所
天明4年 1784	8代内蔵助 内蔵助			松之介	5月、定助郷7か村の人馬出し方について出訴。難所に対し宿が先般より多くの人馬を使用していたことについて急ぎ御叱。ただし、通行遅滞の折は助郷と話し合いの上無銭人馬の触当が許される。【294】代官役所→(訴) 四ヶ宿(相) 定助郷7村		本村名主7代内蔵助跡役に祐助願。【295】(願) 本村惣百姓+小原惣百姓(印有26人、印無27人)+百姓代・相頭・相名主→代官役所
天明5年 1785		組頭生番 武兵衛(佐吉)	助十 佐吉				4月、小原惣百姓連印は今後必要ないことを確認。【432-1-14】 5月、本村名主及問屋役武兵衛跡役、問屋役は武兵衛助助(内蔵助)、名主役は内蔵助・相頭年番。【296】本村百姓惣代兼右衛門→代官役所 小原組役人加印の上藤書差出旨仰せ渡されにつき継承請印 12月、問屋武兵衛跡役に養子佐吉(内蔵助)に仰せつけられた旨願書【297】(願) 与瀬宿惣百姓・年寄・名主→代官役所
寛政3年 1791				11代権右衛門 権右衛門			
寛政5年 1793				寛五郎			
文化10年 1813				寛五郎	10月、加助郷17か村が加助郷人馬使用が甚大であるとして出訴。【423-1-4、381】(訴) 加助郷村々(相) 宿→道中奉行 12月、加助郷を制限し定助郷負担の増す消口証文(信取訴)。【388~385】		
文化11年 1814					2月、四ヶ宿問屋年寄協議の上議定作成。【390】 4月、四ヶ宿評定所箱訴。宿側の困窮を訴えるが、筋違いとして却下。【423-1-4】		
文化12年 1815					1月、四ヶ宿困窮に対し、江川代官江戸詰手附元より御下金100両が下され、四ヶ宿には60両が割渡される。【423-1-4】 12月、加助郷人馬の使用について暫定議定。【406】(訴) 四ヶ宿(相) 加助郷17村→道中奉行		
文化13年 1816				12代左衛門 左衛門	8月、増助郷願【409】(願) 四ヶ宿→幕府目付		
文化14年 1817					3月、継立入馬動方軽減の願書【413】(願) 与瀬・小原宿→勘定吟味役 6月、甲州川々番請御通行時に役人による検分案審。 7月、添人馬が許可され大通行時の加助郷使用許可されたことにつき、宿・定助郷・加助郷三者議定。またこれを受けて三者消口証文。【423-1-6】		
文政1年 1818					6月、定助郷負担増につき添人馬免除願【若柳村】(訴) 千木良村など定助郷3ヶ村→道中奉行		
文政2年 1819					3月、添人馬免除願却下。関東取締出役により添議定書が交わされ決着。【432-1-7~12】		
文政3年 1820	9代内蔵助 内蔵助						
文政6年 1823					3月、文政四年に特権通行が規制されたことを受け、添人馬負担のなくなった加助郷を定助郷とした旨願。【446】(願) 四ヶ宿→道中奉行		
文政7年 1824					11月、四ヶ宿困窮がみとめられ、助郷増強、助郷証文・助郷帳下げ渡し。【445、456、458】		

表2 史料 432 掲載項目

	432	428	429	433	434	相模湖町史掲載頁
1-1	本書記置経緯					○
1-2	文政3年9月跡役名主衆中宛名主由緒につき覚					○
1-3	寛政10年6月 代官大貫次郎右衛門より仰せつけられ候村々取締役の儀	○				○
1-4	四ヶ宿争論に至る経緯	○				○
1-5	助情金(中馬口銭送り分宿、宿)	○				○ 199
1-6	定人馬数(文化14年7月論所地改役見分、人馬半減減め裁許)					○ 210
1-7	与瀬宿類焼拝借返納残金	○				○
1-8	文政2消口証文のうち先触により添人馬触当					○
1-9	文政2消口証文のうち助郷触当					○
1-10	文政2年消口証文に至る経緯					○ 209
1-11	文政3年8月名主問屋・年寄百姓代衆中宛 7年間の争論経緯					○
1-12	(文化14年)7月評定所論所役御手代脇部・夏目殿宛四ヶ宿問屋年寄出合談合申候処					○ 204
1-13	安永8年4月漆斗争論消口					○
1-14	天明5年4月名主跡役願出入御裁許					○
1-15	文政3年8月名主問屋・年寄百姓代衆中宛 安永8年・天明5年について間違いなく取返る旨					○
1-16	文政3年10月 江川代官より内蔵助呼出し					○
1-17	文政3年10月14日小原宿本陣にて褒美賜るにつき覚					○
1-18	大貫代官から江川代官迄の名主家名譽の事					○
2-1	年始やぶさめ精進役勤め方および場所	○				○
2-2	名主役儀先例の通り	○				○
2-3	名主役経緯(寛文3年までは名主1人)	○				○
2-4	天正10年3月武田勝頼公討死	○				○
2-5	坂本分家	○				○
2-6	都而村方取斗方(年始)	○	○			○
2-7	都而村方取斗方(夫銭帳、割付目録拜見証文、宗門人別帳、五人組帳)文諮め方	○	○			○
2-8	都而村方取斗方(組合村惣代)	○	○			○
2-9	都而村方取斗方(年貢勘定)	○	○			○
2-10	都而村方取斗方(文化六年村高ほか)	○	○			○
2-11	田畑反永米	○	○			○
2-12	御年貢勘定仕方	○	○			○
2-13	田方御年貢	○	○			○
2-14	位付け	○	○			○
2-15	問屋・本陣役(慶長11年)道中奉行御泊	○	○			○
2-16	元文1年紀州公休隠	○	○			○
2-17	寛政1年伝六百姓取立	○	○			○
2-18	文政3年八左エ門分地	○	○			○
2-19	組頭角左衛門・平右衛門・市郎右衛門鹿略これ無き様	○	○			○
2-20	慈眼寺旦那	○	○			○
2-21	寛政8年9月松平甲斐守様本陣御泊	○	○			○
2-22	木舟森・稲荷森・弥陀堂内蔵助支配	○	○			○
2-23	慶長年中より寛文尾水帳當代々持来	○	○			○
2-24	分地八左衛門儀	○	○			○
2-25	都而与瀬村一村、名主役40年来相勤め候事	○	○			○
2-26	天正年以來名主役代々勤め候経緯	○	○			○
2-27	慶安3年除地改における名主	○	○			○
2-28	四ヶ宿宿助合大助合定り候訴	○	○			○
2-29	坂本家系図	○	○			○
2-30	代々名主役相勤来経緯及び諸事心得方	○	○			○

【428】 文政 2年6月「我等名主役中都而取計書送○」

【429】 文政 3年2月13日「都而村方は迄取斗方覚」

【433】 文政 3年10月「先祖但馬より九代名主役勤来候趣記置候控」

【434】 文政 3年10月「与瀬本村名主内蔵助代々名主役相勤申候事」

※ 表中の【 】は根拠とした史料。【相模湖】は『相模湖町史』183頁掲載若柳村文書。番号のみは坂本家文書資料目録番号。

は、本史料の一部が『相模湖町史』に取り上げられている。坂本家文書中の記述を中心に概要を述べると次の通りである。文化十年五月、相州四ヶ宿加助郷のうち十七カ村^①が加助郷負担増を訴えた。背景には大名通行など特権通行の増大とそれに伴って規定の人馬以上の負担である添人馬の増加があった。訴訟の結果、正規の触当分から定助郷分を引いた残りのみを加助郷村々に触れ当てることなど加助郷の訴えが認められた。四ヶ宿は「四ヶ宿共助郷高ヲ混、前文之通漸千石内外ニ而街道第一之險阻小仏峠ニ続、四ヶ宿之役場都而極難ニ有之、結句平地成外宿々ハ大高二而助郷を合候得者八千石前後ニ而勤役仕、七八増倍ニも相違御座候」と困窮の実態を訴え御救いを願って箱訴に及んだ。箱訴は却下されたが、文化十二年一月に江川代官所より四ヶ宿へ六十両の助情金（御救金）が貸し与えられた【432-1-4】。

加助郷触当の問題については、文化十四年、論所改手代服部平重郎・夏目嘉市により宿場の検分が実施された。その結果、人足は一・七五倍、馬は一・五倍の添人馬を見込むことが許され、添人馬を含んだところで宿人馬役の負担が増えないように勤人馬が減数された【432-1-6】^②。ところが、添人馬が認められたことよって定助郷の負担が増し、文政元年六月に定助郷三ヶ村からの訴訟が起こった。定助郷の訴えは認められず、文政二年三月に再度議定証文が取り交わされた。これによって、文化十年から続いた助郷争論は四ヶ宿の主張が認められる形で一旦決着を迎えた。

(2) B 安永八・九年 漆斗立争論

津久井県域で生産される漆は「セシメウルシ」とよばれ、この地域の貢租のひとつであった^③。江戸浅草御蔵へ上納するにあたって、村で漆斗帳をとりまとめた後、津久井郡上郷十ヶ村があつまり、桶組といって漆

四貫を一桶にまとめ蓋には村役人の確認印を押した【288-4】^④。安永七年（二七七八）までは正漆の取り集めを、本村名主内蔵助・武兵衛、小原組左衛門三人が年番で務めており、一村一体で上納のため漆斗立帳を作成していた。安永八年一月二十九日、互いにその年の年番名主であると認識していたことから、津久井郡上郷桶組の以前に一村として漆斗立帳取りまとめるのに差支え、本村名主以下惣百姓が小原組名主を訴えた。本村惣百姓は年貢の割合を行う名主は内蔵助一人であり、寛文四年久世氏支配替え以降、業務多忙ゆえ小原宿周辺の年貢取りまとめを左衛門に任せていたと主張した【288-3】^⑤。内蔵助も天正年中から年々名主役を務めその諸書類を所有していることを主張し、安永八年三月「証拠書物目録」【287】を作成して代官江川太郎左衛門に提出した。この史料には漆斗帳数十帳をはじめとする年貢取立に関する諸帳面が天正十四年（一五八六）から列挙されている。

対する小原組左衛門も証拠書類を提出し、内蔵助より古役であった旧名主藤左衛門の跡役であることを根拠に正統性を主張した。藤左衛門は坂本家が与瀬村に移り住む以前から字底澤西人に居住していた土豪と考えられ、近世初期に名主役を務めたが寛永十七年（一六四〇）に宿場から遠方であることを理由に退き、安永八年当時は小原組組頭を務めていた。

八月に下された裁許によると、組限で漆斗立帳を作成することについては小原組の主張が認められたが、左衛門の印は除き、組頭、百姓代々の印を以って本村に提出することになった。名主役由緒については小原・与瀬双方から証拠書類が提出されたが決着せず、これまで内蔵助が務めてきた通り諸御用向を果たすよう申し伝えられた【432-1-13】。

(3) C 天明五年 名主・問屋跡役願連印争論

天明四年（一七八四）、七代内蔵助団蔵死去につき倅祐助（八代内蔵助）を跡役に願う願書が代官宛に提出された。願書差出には与瀬本村・小原分惣百姓の名前が書かれているが、小原組惣百姓は二十六人分しか押印がなされず、二十七名分には名前の下に印がない¹⁰。

このことについて、小原組惣百姓の連印を求めて与瀬村組頭惣代が訴えを起こした【432-1-14】が、天明元年（一七八一）小原宿名主跡役を権右衛門倅松之介にと願った際には、与瀬本村からは村役人のみ連印がなされていることを理由に小原惣百姓の連印は不要と判断された。小原組に対しては、今更明和八年内蔵助退役差止の際に小原惣百姓も連印したことに対して疑義を唱えたり、小原組がすでに押印した分も取り消そうと申し立てたことは不埒であり「本村名主江対し不法之儀」として急度御叱との判断がなされた。

そのうえで、「祐助家柄古く候共、古役武兵衛随ひ以来兩人ニ而村用諸割合其外不依何事無甲乙年番相勤、是迄内蔵助不取斗之儀も於有之者外村役人も為立会諸事相致可申候、一村一体之儀ニ付、向後本村小原和融致し候様」と、裁許が下された。

翌五年五月、内蔵助の相役で本村名主であり、与瀬宿問屋を兼帯していた武兵衛が死去したことをうけ、与瀬本村百姓惣代組頭喜左衛門から、跡役について勘介（武兵衛養子・内蔵助弟）に問屋跡役を務めさせ、名主役は相役内蔵助を年寄が年番で補佐する旨の願書が出された。この願書提出にあたっては天明四年の裁許に従い小原組役人の加印を公事問屋津久井屋庄蔵を通じて求めている。

三 史料作成の背景

ここまで各争論の概要を紹介した。ここからは坂本内蔵助が史料を残した背景に注目したい。

(1) 三件の争論と名主・問屋役

まずは史料作成の背景と考えられる三つの争論について、与瀬本村・小原組名主・問屋役の關係がわかる箇所を整理しよう。

A 史料【432-1-11】に「我等外ニ小原宿問屋権右衛門惣代相勤申候得共、出入中戌年病死致し其外関野宿年寄兵左衛門儀者寅年病死致申候故、右者内蔵助老人存命ニ付」と記されるとおり、足掛け七年に亘ったこの争論において、全期間において争論の決着に尽力したのは内蔵助一人であった。幕府御救金についての記録は、返済役務のためと、領主の仁政について記録する目的があったと考えられる。それに加え、ことの顛末を記録するのは内蔵助だけであるという責任と、宿場の代表として責務を全うしたという自負があったであろうことは想像に難くない。

B 名主役の由緒について裁許では「明白ニ相分候越承知仕候得共、畢竟漆斗立より事発訴候^{而已}ニ而」【432-1-13】とされたのを、内蔵助は「内蔵助方より数通差出候通明白ニ相分り候趣文言有之候」【432-1-1】と解している。与瀬・小原名主役の新旧については明言されないが、内蔵助が提出した天正年中の書類の正当性は認められたと考えられる。漆の取り集めについては今までも与瀬・小原組毎に行っていたが、内蔵助一人で行っていた漆斗立帳の作成も組毎に行われることとなった。「諸御用向并村内治方聊も無滞相談之上可相勤」【432-1-13】と命じられたのは、与瀬本村・小原組の名主の立場が対等なものに変化していることを示している。

C 本村名主跡役願書に小原宿惣百姓の連印がなされないことは、通例としては行われていた。しかし、裁許により連印不要との公的見解として示されたことは村方にとって大きな決定であったといえる。【432-1-14】に「本村名主江対し我侭不法之儀仕間敷候」と記された小原組の態度がいなかかるものか具体は不明だが、本村と対等のような、あるいは本村を軽んじるようなものだったのではないだろうか。¹⁴⁾

争論の後、天明四年(一七八四)十二月の願書で与瀬宿問屋跡役となつた佐吉(武兵衛養子、内蔵助弟)は病身のため寛政四年(一七九二)にその役を退き、寛政五年五月には名主内蔵助が問屋を兼帯することとなった。また与瀬本村名主役について史料【432-2-2】中には「寛政五巳年相役武兵衛病死仕候二付、追役願上、同年より与瀬本村名主内蔵助壹人ニ相定り申候」と記され、天明五年の一件から組頭年番であつた本村名主武兵衛跡役も内蔵助に集約されたことがわかる。以降、与瀬本村と与瀬宿、小原組と小原宿の名主と問屋役はそれぞれ坂本内蔵助、清水左左衛門(権右衛門)家が世襲し幕末を迎える。

三件の争論の事例から、名主役と問屋役の二役は坂本家・清水家に集中する一方で、与瀬本村と小原組の分郷化が進む傾向があつたことがわかる。それゆえ内蔵助は、「御国役諸夫銭割合之儀も本村名主より割出候ハ、」【432-1-1】、「右之外老村ニ懸り候御国役御用鮎懸り組合高懸りニ至迄内蔵助方より割出し取立納来候儀二付」【432-1-2】と割合を行う名主であることを繰り返し主張し、坂本家が由緒ある名主家で、いかに役務を全うしてきたのか記述しているのだろう。

(2) 宝暦十年 村方騒動

そもそも与瀬・小原組の名主・問屋役の身分秩序に動揺が起こったきっかけのひとつと考えられるのが、宝暦十年(一七六〇)、六代内蔵助

在任中の村方騒動である。八代内蔵助の作成した史料【432】に直接のかわりはないが、近世前期から断続的に名主・問屋役を負つてきた坂本家にとっては役目への認識を新たにした争論と考えられるため、簡単に紹介しよう。

宝暦十年、与瀬村惣百姓が与瀬本村名主二名年寄十二名を相手取り、村内諸役及び宿役についての村役人との不均衡を訴えた。中馬口銭の不当な配分、年寄のうち伝馬役を勤めていないものがあること、名主の年寄割合が不透明であることなどがその内容である【232】¹⁵⁾。惣百姓の訴えから、中馬口銭が問屋、名主、年寄に優先的に配分されること、伝馬人足・馬役について村役人は免除される場合があること、村方高役儀諸入用は惣百姓に相談なく決められていたことがわかる。内蔵助は「与瀬宿小原宿一村二面高掛り書出銭内蔵助方より割出候得共、例年相定り候御伝馬宿入用御用鮎御入用当村定普請御年貢漆諸賃諸入用等者毎年相定り候儀故」相役名主にも相談なく内蔵助一人で割り当てているが、何かあれば村内三人の名主と両宿年寄拾七人で寄り合つて決めていると説明している。また、村内から年貢を取り集める際は、組毎に年寄がとりまとめていた。

争論の結果、惣百姓の訴えが認められ、年寄もかわりなく伝馬役を勤めること、「高役銭并諸入用夫銭之儀者明細帳面仕立、組切二取集メ大小之百姓共ニ帳面披見之上小前割合無滞差出シ可申事」などが取り決められた。村役人、宿役人の特権的優遇措置は否定され、前例通りの村政運営よりも惣百姓が納得するよう均等に年貢を割り渡すことが重視されるようになったことがわかる。八代目内蔵助が割合を行う名主であること強く意識していた背景にこのような争論があつたことは無視できない。

(3) 与瀬村名主役の由緒

近世初期の津久井領は後北条氏支配下の名残が色濃く、いわゆる「津久井衆」が徳川治世下に有力農民として帰農し村政の中心となった。与瀬村では「所領役帳」に名が見える石井五郎右衛門が坂本内蔵助と相役で名主を勤めていた¹³。寛文検地以降、村という行政の単位が年貢徴収の単位と一致し、村方支配が整理されると、経済的に発展した新しい名主が中心となり中世以来の土着の名主は後退する¹⁴。与瀬村においても石井家が後退し、それに取って代わったのが坂本家と考えられる。

坂本家は『新編相模国風土記稿』巻之百十八津久井県三に「○旧家順蔵 坂本氏なり、先祖某武田家に仕ふ、天正十年甲陽亡て後此地に移住す、夫より累世連綿と相続して里正慶長の頃よりの貢税割賦の古券敷通を所持せり」と紹介されることから、天正十年（一五八二）以降に坂本武兵衛尉是村の子坂本但馬守是重を惣領として与瀬村に定住するようになったことがわかる。史料【432-1-2】には天正十四年（一五八九）以降の御年貢御受取書を所持していると記され、早い段階から村政に関わっていたと考えられる。土着の農民でなかったためか、代官守屋氏や若柳村をはじめとした近隣名主家と積極的に血縁を結んでいる。また、初代坂本但馬守是重二男覚五郎は与瀬村名主相役、与瀬宿問屋役を務める武兵衛家の創始である。与瀬本村坂本家は中世からの土着の家ではなかったものの、問屋を経営し、血縁関係を広げ、分家を輩出することで与瀬村の中心的存在となっていた。

一方、漆斗立争論の際に左衛門が正当な名主と主張した組頭藤左衛門は後北条氏配下と伝えられる小林肥後守の末裔とされ、字西ノ入に居を構えていた¹⁵。小林藤左衛門家の跡役として小原組名主役を務めた清水左衛門は天延三年（九七五）から小原字篠化に居住し、北条家に仕え

たのち天正十八年（一五九〇）に本陣を建てたとされる。その後寛永二年（一六二四）に幕府代官守屋佐太夫から清水権右衛門重房が名主役問屋役を拜命したと伝えられている¹⁶。

おわりに

八代内蔵助は、寛政十年（一七九八）に、関東の治安維持を目的とし幕府代官手代を補佐する「取締役」に任命された【432-1-3】。この役は関八州取締出役の前身といえる存在であり、関東在方より名主十八名が選ばれた。内蔵助は「我等御用向実体ニ相勤申候ニ付、御代官様より思召を以被仰付候儀ニ御座候故、格別御取斗被下置候」と記している。名主役を退いたのちの文政三年十月には、代官江川太郎左衛門に御目見の上「御用向大切ニ相心得」ているとして御誉の言葉と銀子一折を頂戴した【432-1-18】。村域を超えた役儀への任命や、褒賞についての記録もまた、名主・問屋役を正路に勤めたことの証拠であった。

また、史料【432】の下書きである史料【428】の表紙裏には「此帳面○印有之分ハ御写し可下候、其外は札ニ可除と有之分ハ御写し不及候、此帳ハ四五日相延申候¹⁷而も宜敷御座候間、其思召ニ御認可下候、是又何分御頼申上候」と朱書されており、内蔵助が文政二年十月廿四日に中沢村兵蔵・逸蔵という人物に宛てて編纂を依頼したことが知れる。兵蔵は中沢村名主、逸蔵は八代内蔵助妹の嫁した風祭彦右衛門と考えられる。風祭彦右衛門は八王子千人同心として文化十一年四月から『新編武蔵風土記稿』編纂のための武州地誌搜索を任じられた人物である。老齢を理由に文政三年六月にその任から退いているが、彦右衛門に編纂を依頼したことからは、内蔵助に村の代表としての正当性を明らかにすること以外に、地域の代表としての視点があつたことが感じられる。

本稿では、八代内蔵助が与瀬・小原組の關係の変化の渦中であつて、由緒の整理と経緯の記録を試み、村の内外に対して代表としての権威を明らかにしようとしたことを指摘した。今後、坂本家資料の調査が進みさらに名主・問屋役の変遷が整理されることで、宿場・村方の展開や相互の關係を明らかにすることができると期待する。

註

(1) 八代内蔵助は正徳年中高札からは小原行は上りの継立、与瀬は上下両方の継立を担当する宿であつたと考えており、双方片継の合宿体制がいつ頃から成立したのかは検討の必要がある【432】¹。

(2) 坂本家文書は昭和四十八年(一九七三)から神奈川県立博物館(現神奈川県立歴史博物館)において借用していた資料であり、平成三十年度にご寄贈いただいたものである。この中には百点余りの武蔵国都筑郡上白根村(横浜市保土ヶ谷区、延宝元年(明治六年迄)の文書が含まれ、明治時代中期以降に混入が考えられる。また、当館に寄贈を受けた坂本家文書群のほかに近現代資料を中心とした四六六九点が相模原市立博物館に収蔵されている。

(3) 文政二年六月「我等名主役中都取計書送」【428】、文政三年二月十三日「都而村方是迄取斗方覚」【429】など。同時期に作成されたと考えられる史料には文政三年十月「先祖但馬より九代名主役勤来候趣記置候控」【433】、文政三年十月「与瀬本村名主内蔵助代々名主役相勤申候事」【434】、文政三年「先祖但馬代より名主役并死去年改控帳下書」【436】、文政四年三月「先祖但馬より九代名主役勤来候起記置候控」【437】がある。

(4) 相州四ヶ宿は甲州道中の小原・与瀬・吉野・関野宿であり、定助郷を千木良・若柳・寸沢嵐・佐野川・沢井・名倉・日連七ヶ村が務めていた。加助郷は青野原・中野・文野村などの村々で内蔵助と名主が縁戚關係にあつた牧野村を除く十六ヶ村が訴訟した。

(5) 文化十一年「四ヶ宿箱訴願書」、鈴木重光氏旧蔵資料、「相模湖町史」771頁。

(6) この際勘定吟味役に対して「文化九申年正月より十一戌年五月迄・人馬日ノ帳」等の帳簿類が提出された【415、416】。宿場の実態を知る上でも重要な史料と考えられるが、坂本家文書中には残されていない。「相模湖町史」207頁。

(7) 漆の上納は寛永期から割付帳に確認でき、享保七年までは本年貢のうち含まれ、享保十九年以降は浮役として徴収された。セシメウルシの採取法は地域によつても差異があるが、与瀬村の属する津久井県上郷村々十ヶ村は「例年寒入六七日辺漆木伐取三日程切口をテ水ニ廿日程ひたし置、夫より水揚致シ漆取揃」というもので、入梅以降夏季に幹に掻き傷をつけ採取する方法と異なり、若い木から漆を採取する際等に枝を刈り取り水に浸して生漆を採取するものであつた。安永三年(一七七四)時点においては、与瀬村には二六九株の漆の木があり、六桶(漆二千貫、二六六匁七分、内正漆納八貫九三五匁、代永一貫三三二匁七分(二貫二四六匁九分)を年貢として納めている。「明和八年御割付之事」【273】。

(8) 安永八年(文政十二年)「与瀬村・小原組漆計一件書類」【288】は与瀬本村と小原組が漆貢租の取り集め方について争論となつた一件について、關係する文書を一包にまとめたものである。

(9) 【288】3 安永八年二月四日「乍恐書付を以御訴訟奉申上候」より、代官江川太郎左衛門へ名主内蔵助が主張した内容を一部抜粋すると、次のとおり。
 「前略」右漆帳面之儀者不及申不限何事諸帳面之儀者慶長中より名主内蔵助方二而一村一冊仕候間、漆取集小前印形取来候所、此度本村名主茂不立会ニ小前左左衛門方二而取集我儘仕候、与瀬村之儀者慶長九辰年伊那備前守様御支配所之節より寛文四辰年迄内蔵助一人二而名主役仕候所、寛文四辰年より久世大和様御地頭所ニ相成甚御用多キニ付小原宿之儀者本村より十七八町も相隔り候所故朝夕之儀難儀仕候間御年貢為取立小原宿江名主志人御願申上仕立朝夕之御用其外二者最寄五組之御年貢斗り取集させ本村名主江受取御上納仕年々御割付御目録本村江斗り奉受取小原宿江者私共之請取斗り差遣し置来候処、右体之始末仕分郷可仕工ミと乍恐奉存候、(後略)」

(10) 史料【432】1-14では小原宿のうち連印していないものが二十八名、連印しているものが二十五名と記されるが、天明四年「乍恐以書付奉願上候(名主跡役願書)扣」【295】では印有二十六名、印無二十七名であり、数字に齟齬がみられる。

- (11) 安永八年漆斗立一件においても、内蔵助が「分郷可仕工くわくら」と批判している【288-3】。
- (12) 宝暦十年七月「伝馬宿役及び宿役人と小前の出入りについて取扱相究之趣」【231】は前欠の史料であるが、前年に訴えに対する内蔵助の説明と、後半に「取扱相究之趣」が示される。年貢については「一御年貢之儀是迄年寄方ニ而取立候得共、以来名主方江直ニ相納、尤名主方より請取中差出シ百姓方江取之年ニ御割付疾と相見可致事」と定まった。
- (13) 永禄二年（一五五九）「小田原衆所領役帳」にとりまめられた後北条氏給人を指す。
- (14) 木村礎編『封建村落その成立から解体へ―神奈川県津久井郡―』一九五八、51頁
- (15) 前掲註(14) 54頁
- (16) 『新編相模国風土記稿』巻之百十八「御影堂」の項に「北条家臣小林肥後守と云へるものは是処に来て居住せしが、後に村民となるよし伝え説く、堂は即ち藤右衛門が持なり」とある。
- (17) 相模湖町教育委員会『相模湖町文化財調査報告書』第12集・一九九六、「清水家の起り」【相模原市郷土博物館所蔵清水ケイ家文書9-1-1】を参照。
- (18) 塩野適齊『桑都日記』多摩文化研究会一九六七、城山町編『城山町史』6通史編近世、一九九七。

参考文献

- 中野達哉「近世前期中山道板橋宿の名主・問屋役について（近世社会の成立と展開）」
駒沢史学会編『駒沢史学』55、二〇〇〇
- 煎本増夫「江戸幕府と津久井漆」『神奈川県史研究』9号、一九七六
- 相模湖町史編さん委員会『相模町史』歴史編、二〇〇一
- 神奈川県『神奈川県史』資料編9 近世（6）、一九七四
- 県史編集室『神奈川県史資料所在目録―相模湖町―』一九七〇

資料翻刻凡例

- 一 坂本是正文書432「与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候」のうち、上巻全てと、下巻の一部について翻刻した。
- 一 文字は原則として常用漢字を用いた。
- 一 傍註の（ママ）は明らかに誤記と思われる箇所について原史料のまま表記したことを示す。
- 一 原文中破損・虫損等により判読不能の場合には、文字数がわかるものは□で示した。
- 一 固有名詞以外の旧字は出来る限り新字に改めた。また、変体仮名は原則として平仮名に改めたが、助詞（江、茂、与、而、者、而已）はそのまま残した。

資料翻刻

No. 432 与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候

1・1

相州津久井県村々取締役 名主問屋 内蔵助

与瀬本村名主内蔵助天正年中より代々名主役相勤候儀記置申候

但 郡代附御代官大貫次右衛門様御支配之節津久井県村々取締役被仰付候訳
四ヶ宿加助郷より人馬出入四ヶ宿問屋共江相遣申立候二付、与瀬宿内蔵助惣代
相勤申候処御上より宿助請として四ヶ宿江金六拾両宛卯年より永々被下置候
旨、被仰渡候訳并四ヶ宿勤人馬減少致候儀記置候

漆斗立之儀二付本村小原組と出入済口証文ニ有之候通天正年中より証拠古書付
内蔵助方より数通差出候通明白ニ相分り候趣文言有之候

天明四辰年 役出入御裁許ニも以来本村名主江対シ我假不法之儀仕間敷旨被仰渡、其上
御国役諸夫銭割合之儀も本村名主より割出候ハ、無差支可取斗旨 被仰渡候

1・2

覚

与瀬本村名主役之儀内蔵助方ニ而天正年中より代々引続相勤来候儀相違無御座候、右
証拠は天正十四辰年御年貢御請取壹通同十九卯年迄通文禄元辰年迄通都合三通通所持仕

候、其外御割附御目録数通有之候、其上慶長九辰年御水帳壹冊寛文五年御水帳六冊并御割附数拾本所持罷在候、依之天正年中より代々名主役相勤申候段申立候、右之外与瀬村老村抱候書付ハ御支配御役所より本村名主内蔵助方江被仰付候、依之御割附御目録夫錢帳年々御役所より請取来申候、右之外老村ニ懸り候御国役御用帖懸り組合高懸りニ至迄内蔵助方より割出し取立納来候儀ニ付、此上共右之通御取斗可被成候、右之右之通先祖より代々勤来候儀相違無御座候間、此後共右之趣ニ御取斗可被成候、右之外先祖より代々取斗致来候訳并別紙書送申候趣、急度相守候様可被致候、以上

文政三辰年九月 相州津久井県与瀬村

泉中村々取締役名主問屋兼 内蔵助[㊟]
跡々名主中

1・3

津久井県村々取締役之儀御郡代附御代官大貫次右衛門様江被召出仰付候

差上申一札之事

一 関東在方ニおるて同類を集通ものと唱身持不埒之ものと共を子分杯と号し抱置、或ハ長脇揉を帯目立候衣服着不届之仕業および候もの有之由被及御聞候、右畢竟角刀渡世之もの杯在方ニおるて右体之風俗いたし候もの有之候故、おのつから押移候儀ニも候之間、是又右様之風俗不相成旨被仰附候以来前文之風俗ニ而徘徊いたし候もの并百姓共之内風俗不宜もの亦ハ無商売ニ而不宜所業なし候もの其外往還船着場等ニ不相成之家作いたし召仕無之出所不慥男女等差置候類、何事ニよらず都而村方之ためニ不相成ものとも有之ハ其始未早速御訴可申上旨此度被仰触候ニ付、私共別段取締役被仰付候間御支配所内者勿論、万石以下御知行并寺社領之内ニ而も前文風俗いたし候ものハ捕置御訴可申上、其外都而村方之ためニ相成儀其始未早速御訴可申上旨被仰渡、且万石以上御領分并重キ御役人様方御知行之村方江ハ差綺申間敷旨是又被仰渡候一同奉畏候、仍而御請証文差上申処如件

寛政十年六月 武州荏原郡品川宿名主 庄十郎

同国橘樹郡川崎宿名主 三左衛門
神川宿名主問屋 源左衛門
保土ヶ谷宿名主問屋 荏部清兵衛
相州鎌倉郡戸塚宿問屋 三右衛門
同国高座郡藤沢宿名主 幸左衛門

武州足立郡千住宿 市郎兵衛
同国草加宿 仁右衛門

下練馬宿名主 久右衛門
下渋谷村名主 源蔵
本宿町名主 新蔵

同国葛城郡南本所町名主 市郎左衛門
同国荏原郡大井村名主 貫蔵
同国高座郡河原口村名主 平左衛門
同国鎌倉郡雪下村名主 三左衛門
同国三浦郡秋合村名主 源左衛門
相州津久井県根小屋村名主 将太郎
同県与瀬宿名主問屋 内蔵助

大貫次右衛門様御役所

右之通御代官様思召を以右名前者とも御役所江被召出御役所ニ而仰付候、依之御請印形奉差上候、以上

右之通取締被仰付候後ハ関八州御見廻り御出役有之度毎ニ御立寄被成其時々御用有之候、其上御尋ものハ御召捕もの御座候節ハ取締方江何連之御役人中ニ而も御尋有之安心無之候、以上

右之外御出役衆中より之御書付数々所持仕候、以上
右之通取締役被仰付候後者御役所より取締方江万事被仰渡取締名主より村々江申達申候、右ニ付寄合ニ而も重立取斗来候、右ハ我等御用向実体ニ相勤申候ニ付、御代官様より思召を以被仰付候儀ニ御座候故、格別御取斗被下置候

1・4

内蔵助儀天明年中より名主問屋役相勤申候処、村方無難ニ相納別而勤役中四拾年来之内村方より出入立候儀御役所江不願出、尤外ニより懸合出入者格別其外出入ケ間敷儀、是迄御願不申上候、勿論村役人共事も名主之差込相用実意を以取斗申候付、年来無難ニ相納申候、然処文化十四年五月中四ヶ宿加助郷十八ヶ村之内、牧野村除残り拾七ヶ村より四ヶ宿問屋共江相懸人馬出入御奉行様江奉願上候ニ付、四ヶ宿問屋為惣代与瀬村内蔵助小原宿問屋権右衛門右両人罷出相勤申候処両人之者勘弁を以御評所江御箱訴を以四ヶ宿元より難儀困窮ニ御座候処、加助郷より人馬出入申懸り難儀困窮仕候処、加助郷

より難渋之儀申遣無是非御箱訴を以度々御願申上候処、文化十一戊辰年六月十一日御呼出之上右願書御焼捨ニ被仰付候、其上無間も御支配御役所より御呼出有之四ヶ宿問屋共罷出候処、御役所元ノ様被仰聞候者四ヶ宿難儀困窮之趣ニ被及御聞候、弥々困窮ニ候ハ、其段可願出旨被仰渡其上宿入用宿ニ五ヶ年分書出可申旨被仰渡候、依五ヶ年分宿々取調書上申候処、其後御沙汰無之故一同帰村いたし候処、極月急ニ御呼出ニ付宿一同罷出候処、御支配元ノ様被仰聞候ハ四ヶ宿困窮之趣御奉行所様江御同申上候処、此度御上より御下百兩被仰付右之内六拾兩四ヶ宿江被下置殘金四拾兩ハ御役所ニ而御預置在々村々江御貸附被置右御利金を以追々御上江返上納被遊候旨被給聞、其上四ヶ宿人馬賃錢有来之外三割当亥年正月より卯十二月晦日迄五ヶ年之間被仰付候間、其旨相心得右三割増勿錢ニ致置月々御役所江上納可仕旨被給聞、然上ハ在々村々江御貸附被置五年過候上ハ右御利足金六拾兩宛永々為宿助情金被下置旨被仰渡候、依之宿々問屋共一同難有仕合奉存御請印形仕候、以上

但、右ハ出入惣代之存寄を以勘弁之上四ヶ宿難儀困窮之段御評定所江御箱訴以度々御願申上候ニ付、御慈悲を以四ヶ宿人馬賃錢三割増被仰付、右を以四ヶ宿助情金と致し永々宿方江被下置候旨被仰渡候、右別段御願入用申候而小前百姓より老錢も割取不申候、右之趣承知可被致候、以上

1・5
一金五兩也 中馬口錢登り分宿助情金

右中馬口錢前々ハ下り斗取申候処、我等問屋役罷成得与勘弁致見候処、当宿御高札ハ上下御立之御定人馬賃錢有之候、依之御大名様其外大通行之御方様ハ不及申御奉行様御勘定様御普請役様御代官様方ニ至迄御勝手次第宿御休泊ニ御越被成候、其節者上り下りニ不抱前々より御立致来候、右御登御用方御通行之節御賄入用其外御泊り足錢至迄不残是迄宿賄ニ致来申候、右二付宿役人共相談之上以来ハ登分中馬口錢為取立、右を以御用方御上り御休泊御立入入用之足合三仕候積りニ仕候、以上

合金式拾兩宛 宿助情金也
但、右者我等問屋役中右之通去ル卯年より永々宿助情金御役所より被下置候、其外中馬口錢登り分共都合金式拾兩ニ御座候

1・6
甲州道中御定人馬
一人足式拾五人 馬式拾五疋 与瀬宿分

内人足拾人 馬八疋 團人馬引
残 人足拾五人 馬拾七疋 宿勤人馬
此触当

人馬八人半馬拾疋ツ、日々宿勤分引之
残之分定助郷江触当申候者ニ儀定相済申候
右之通御先触高之内八人半馬拾疋疋引

残 人馬日々定助郷江触当可申答候、以上
右之通内済儀定証文仕候、以上
文化十四丑年七月廿四日 四ヶ宿問屋共

定助郷七ヶ村名主共
加助郷十七ヶ村名主共
右之通四ヶ宿勤人馬出入以前と勤方半減勤ニ相成申候、以上

1・7
与瀬宿類焼拝借返納殘金

一金式百式拾八両式分永式百五拾式文四分
右者未年宿内類焼拝借返納殘金右之通御座候処、宿方難儀困窮致し候上加助郷より人馬出入相懸是又難儀仕候ニ付、当戌年より五ヶ年御年延御支配御役所江奉願上候処、御聞濟ニ相成申候、猶又卯年繼年丑御年延御願申上候処、未々御下知ハ無御座候得共、多分御聞濟ニ可相成旨被仰渡候、弥々御聞濟ニ相成候上者宿内類焼人共ハ一同相助り是亦難有仕合ニ御座候

但、右御願入用と申候而少々御懸り様江着代差上申候斗り外、御願入用老錢も懸り不申候、右者内蔵助儀出入惣代ニ而罷出候間、別而老錢も小前より割取り不申候間、右之通承知可被致候、以上

1・8
一御勘定様御用ニ而御通行之節ハ御先触員數無之分は御高札之通りニ添人馬加江触当可申候事

右添口証文江書加申候
1・9
一宮様方御使衆御通行ハ別段之儀ニ付、別紙濟口人馬歩合ニ不抱正御先触人足老人二付式人増ニ致いたし与瀬宿ハ人足十五人外三ヶ宿ハ式拾人引之残人足助郷江触当可

申候答

右之通済口証文江書加申候

1・10

右之通四ヶ宿問屋より加助郷拾七ヶ村名主共江相懸候人馬出入文化十四年より文政二卯年迄七ヶ年二而相済申候、尤初年四ヶ宿問屋共之内、吉野宿重郎左衛門事ハ病死被致、関野宿茂兵衛事ハ病身ニ付弥惣右衛門事若年ニ而不相勤、小原宿権右衛門与瀬宿内蔵助兩人ニ而惣代相勤申候処、小原宿権右衛門事戊午年七月出入中江戸ニ而病死被致内蔵助老人ニ相成相談相手無之故、関野宿年寄兵左衛門・吉野宿清左衛門・小原宿藤右衛門・与瀬宿平右衛門右四人之年寄替合ニ兩人宛罷出相勤申候処、卯年正月申御勘定様御普請役方江通行ニ付加助郷村々江人馬触当申候処、加助郷村々人馬差支候ニ付御訴申上候処、御呼出しニ相成申候処、加助郷村々名主被是偽り申立惣代四五人罷出申候処、御奉行所ニ而御聞濟ニ不相成関八州取締御役人江被仰付、依之八州御役中八王子迄御越被成加助郷村々名主共御呼出し御取調御座候ニ付、村々名主共一同早々罷出御届申上候処、御呼出之上不勤之段御吟味御座候処、村々名主共一言申訳無之重々奉恐入候故、双方江戸宿共立入御願下仕、漸々先済口江添儀定証文仕内済仕候、以上

右者加助郷出入根切相済申候、以上

1・11

右之通四ヶ宿人馬出入酉年より卯年迄七ヶ年之間、我等惣代相勤申候故、一件之様子委細ニ承知いたし候ニ付、書記シ置申候、尤我等外ニ小原宿問屋権右衛門惣代相勤申候得共、出入中戌年病死致し其外関野宿年寄兵左衛門儀者寅年病死致申候故、右者内蔵助老人存命ニ付如此書印置申候、以上

文政三辰年八月 相州津久井県与瀬村村々取締役名主問屋 内蔵助[㊟]

名主問屋・年寄百姓代衆中

右之趣書送り申候、以上

1・12

四ヶ宿問屋年寄出合談合申候処

関野宿問屋茂兵衛事ハ病身ニて惣代不相勤弥惣右衛門事ハ若年吉野宿重郎右衛門事ハ病死被致未々問屋無之与瀬宿問屋内蔵助・小原宿問屋権右衛門右兩人中斗ニ付、無是非右兩人四ヶ宿惣代ニ罷出候処、宿々日^(一)帳御取調ニ罷成候、然処かくふ^(二)正有之申立不相立無拠一過内済仕候^(三)而四年極月帰村致し候処、翌戌年加助郷より不法之断宿方江申

来候ニ付、無拠四ヶ宿問屋共より加助郷名主共相手取三月中御奉行所様江願出候ニ付、

出入ニ罷成候、依之惣代兩人之もの勘弁を以四ヶ宿元より難儀困窮御座候処、又候加助郷より不法之儀申懸り難儀至極仕候段、御評定所江御箱訴を以都合八度御願申候処、戌六月十一日御評定所より右兩人之者御呼出之上御町奉行根岸肥前守様被仰渡候ハ其方共儀御箱訴致候得共、筋違ニ付御焼捨被仰付候間、其旨相心得可申旨被仰渡、其上願之筋有之ハ其筋江可願出旨被仰渡候、夫より六七日過候節、御支配御役所より四ヶ宿問屋共御呼出ニ付罷出候処、元々様被仰聞候ハ四ヶ宿ハ至而困窮之趣ニ被及御聞候、弥困窮ニ候ハ、四ヶ宿共宿人用宿々書出可申旨被仰渡候、依之四ヶ宿取調一同書上申候処、其後一向御沙汰無之極月一同帰村仕候処、極月至而急ニ御呼出ニ付罷出、亥正月二日ニ御役所江罷出候処、元々様被仰聞候ハ四ヶ宿難儀之趣御奉行所江申立候ニ付、此度御上より御下金百兩被仰付、右金之内六拾兩此節四ヶ宿江御渡被下殘金四拾兩ハ御役所ニ而御預置在々村々江御貸附被置右之利分を以追々御上江返上納被成候旨被仰渡、其上人馬賃錢有来之外三割増当亥正月より卯十二月迄五ヶ年之間被仰付、尤右三割増刎錢ニいたし月々御役所江上納可致旨被仰渡、然上ハ御役所ニ而在々村々江御貸附被置五ヶ年過以上四ヶ宿為助借金六拾兩宛卯年より永々四ヶ宿江御役所より極月ニ至御渡被下候旨、被仰渡候、依之惣代者不及申外役人共一同難有御請印形仕候処、右出入り御吟味中丑年六月御奉行所様より宿柄村柄為御檢分御評定所詰論所御手代御兩人御越被成与瀬宿問屋内蔵助方御旅宿ニ而夫より宿々御見分有之定助郷加助郷村々御見分被成、猶亦与瀬宿江御歸り被成候上双方役人共被召出段々御取調中御利解御座候ニ付、双方役人共御利解之越奉承知内済仕候、以上

丑年七月 甲州道中与瀬宿外三ヶ宿 問屋共

定助郷 七ヶ村名主共

加助郷 拾八ヶ村名主共

評定所詰

論所役御手代

脇部平十郎殿

夏目嘉市殿

1・13

一右出入漆斗立之儀は前々より内蔵助老人之帳面ニ而斗立来候処、此度及出入以來左衛門組者同人方ニ而組切二帳面仕立漆斗立仕候管相極済内蔵助方江之差出書ニ奈

左衛門印形者相除組頭式人百姓代老人致印形斗立候漆ニ右差出書相添年々持参候筈ニ相極メ、且名主役之儀新古之儀申争依之至左衛門方より証摺書物差出候処、内蔵助も天正年中より之証摺書物等数多差出候ニ付、御糺之上御吟味被成下置候処、明白ニ相分候越承知仕候得共、畢竟漆斗立より事発訴訟候節^①ニ而只今和睦内済仕候上は相互ニ遺恨無御座候、尚又憤之儀者扱人貫請仕双方至極得心之上、熟談内済仕偏ニ御威光と難有仕合奉存候、然上先年仕来之通、内蔵助方より申継候諸御用向并村内治方聊も無滞相談之上可相勤答ニ儀評仕候、右一件ニ付重而御願ケ間敷儀奉申上間敷候、依之双方并扱人一同連印を以濟口証文差上申処、仍而如件
安永八^亥年四月 訴訟人 津久井県与瀬村 名主 内蔵助

組頭 平右衛門
百姓代 角左衛門
相手 同村小原宿 名主 左左衛門
藤左衛門
茂右衛門
十兵衛

江川太郎左衛門様御役所

1・14

右出被遣御吟味候処、訴訟方より小原百姓式拾八人之者連印為致度旨申之候得共、与瀬宿名主武兵衛小原宿名主松之助役儀願候節、一旦ニ小前百姓連印不致願候、近例有之上者此度ニ限り小原百姓連印可取筋ニ無之候間、跡役願書之儀者式拾五人連印致候候^②而式拾八人之者印形ニ不及御役所^江可差出候、尤以来共本村小原共一旦小前連印無之跡役可相願旨被仰渡之相手方小原百姓式拾八人もの者本村名主役願ニ小原小前連印仕

百姓代 栄藏
半左衛門
喜兵衛
同泉寸沢嵐村 扱人名主 角兵衛
江戸宿 津久井屋 加兵衛
大和屋 小兵衛

候儀無之、新法之儀ニ付及難決ニ候段申立候得共、先年内蔵助退役差止候節連印ニ而願之一札差出候儀無相違今更同人勤役品々不取斗之儀有之由申立候段不埒ニ候、向後本村名主^江対し我假不法之儀仕間敷候、且又印形致候式拾五人者心得違之由申之消印致度旨強^江申立口書印形難決刺御吟味差紙 御奉行所^江馳可訴致候段、不埒ニ付、急度御叱被置旨被渡之、且祐助家柄古く候共、古役武兵衛隨ひ以来兩人ニ而村用諸割合其外不依何事無甲乙年番相勤、是迄内蔵助不取斗之儀も於有之者外村役人も為立会諸事相致可申候、一村一体之儀ニ付、向後本村小原和融いたし様可被斗旨被仰渡之、右之外双方より申立候品々不被及御沙汰旨御奉行所様御下知を以御裁許被仰渡一同承知奉畏候、右御裁許之趣万一相背候ハ、何様之御科も可被仰付、依之御請証文差上申所、如件
天明五巳年四月 訴訟方 相州津久井県与瀬村組頭惣代 七左衛門印

百姓代 角左衛門印
相手 小原宿百姓式拾八人惣代 喜兵衛印
廿五人惣代 伊左衛門印
与瀬宿名主 武兵衛印
内蔵助倅 祐助印

江川太郎左衛門様御役所

1・15

右之通安永八^亥年漆斗立出入濟口証文・天明五年名主跡役願出入御裁許証文写前書之通相違無御座候間、右之趣を以御取斗可被成候、以上
文政三^辰年八月 相州津久井県村々取締役与瀬村 元名主問屋内蔵助^③

右村名主問屋・年寄百姓代中

与瀬宿元名主問屋 内蔵助

右之者御用之儀有之間、宿役人差添明後十三日平塚宿御用先^江召連可被罷出候、以此書付其節可被相返上候、以上
江川太郎左衛門手代 安井萬作印

逸見治郎作印
飯田覚兵衛印
柴恭助印
柏木兵太夫印

与瀬宿役人中

追而平塚宿泊二而間ニ合兼候ハ、十四日小田宿旅宿可被出候、以上、此一封急御用之儀申上候間宿村刻付を以早々可相届候、以上

箱根小田原大磯平塚八満田村酒井厚木荻野上長竹根小屋太井

右村々名主中

十月十三日夜出立、厚木万年屋泊、十四日小田原宿泊、内蔵助六兵衛七ツ時小田原宿着御本陣清水権十郎殿方着御届申候

右之通御書付を以被仰付候宿内年寄呼寄右書付之趣為申聞及相談ニ候処、年寄六兵衛差添罷出申候、右被仰渡之趣承知仕候、以上

差添年寄 六兵衛

百姓代かこ人足 十兵衛

伊右衛門

1・17

覚

御本陣御座敷二而

殿様 上座被遊其外御手代様方御坐被成御士方御兩人御座被成

御目見被仰付其上殿様被仰如者与瀬宿元名主問屋内蔵助差添年寄六兵衛其方共勤

役中御用向大切ニ相心得公事訴訟も無之永々相勤、其上村々取締迄致候段、御誉

被置候旨被仰聞為御褒美銀子一折被下之候、以上

辰十月十四日 小田原宿御本陣 清水権十郎殿御旅宿

鶴屋勘左衛門殿我等旅宿

右之通小田原御本陣二而御目見被仰付其上殿様御誉之上為御褒美銀子一折被下置難有

仕合奉存候、以上

文政三年^辰十月十四日 与瀬宿元名主・問屋内蔵助[㊦]

年寄惣代 六兵衛

右之趣組頭百姓代十月廿日不残呼御神酒出し申候、以上

1・18

我等先祖天正年中より代々名主役相勤申候処八代目ニ而津久井県村々取締役御代官大

貫次右衛門より被仰付猶亦江川太郎左衛門様御目見被仰付御誉之上銀子一折被下置

候、以上

文政三^辰年十月

2・1

「下」

一 正月六日^(天正)失ふさめ申精進役申者古来より五人有其内式人宮江参り相勤申候、其節別当より竹もらひニ参り候間遣し申候、六月十五日ニもしめ竹式本もらいニ参り申候間遣し申候、右者古来より例有之候

右之訳合ハ我等所持之畑能野沢申候字之畑我等所持致し候得共、一向相知れ不申候定^而右之縁を以古来より無心ニ而参候事願与存候

右之通権現山申候^而先年ハ熊野権現様斗り社地ニ御座候処、天和中中村中相談之上其時之御代官様江願上右権現山江蔵王権現并御靈権現右式社引上ケ申候、右之通古来ハ熊野権現山江御坐候、右之後江心得之堂免書送申候

一 寛政五巳年相役武兵衛病死仕候ニ付、追役願上、同年より与瀬本村名主内蔵助壹人

ニ相定り申候、外ニ小原宿分名主志人有之候、是ハ左左衛門・権右衛門、又左左衛門と度々代替り申候、勿論郷中ニ而名主兩人ニ而諸御用相勤申候、尤御役所より被仰

渡候諸御用ハ本村名主方ニ而取斗来り申候、是ハ先例ニ候

2・30

一 我等家之儀者先祖より代々名主役相勤来り天正年中御年貢御請取書数通所持有之其上慶長九辰年御地 帳并寛文五辰年御水帳共所持致来り其外御割附御目録数通所持有之、依之此度後役名主役之儀願之通被仰付難有御請奉申上候、然上者談事取斗方

正直正路ニ仕実意を以取斗可申事第一ニ而も相違有之候^而者何分申分ケ不相立候間

平日心遣取斗可申候事

一 小前百姓より都而金錢割合取立可申候者聊ニ而も諸向御用留帳ニ印置極月割合之節

名主組頭百姓代之者為立会先年定置申候通勘定割合可致候事、但割合帳江奥書印形

取置可申候

一 都而諸入用之儀聊ニ而度不相分儀者割合申間敷候、但筋合相分り候分者用捨不致少々

二 而割合可致候事

前書之通我等家筋之儀ハ天正年中以前より引続代々は迄名主役相勤来り右書付等所持

致シ申候儀ニ付名主役大切ニ相心得御用向大切ニ相勤可被申候、且又組頭衆中も右同

様引続動来候儀ニ付、又大切ニ相勤申候様可被致候、以上

文政三^辰年七月 相州津久井県与瀬村元名主内蔵助[㊦]

名主・組頭衆中

名主・組頭衆中

名主・組頭衆中

名主・組頭衆中

名主・組頭衆中

名主・組頭衆中